令和８年台風第２５号に伴う災害により被災されたお客さまに対する電気料金の特別措置について

２０２６年9月２８日
関西電力株式会社

令和８年台風第２５号に伴う災害により被災されたお客さまに、謹んでお見舞い申し上げます。
当社は、台風の影響により災害救助法が適用された地域において、被災されたお客さまからお申し出を受けた場合に、下記の特別措置を講じることとしました。

記

１．対象地域
国が定める災害救助法の適用地域（別紙）のうち、当社が供給する地域

２．特別措置の内容
（１）支払期日の１ヶ月延長
２０２６年８月分、９月分、１０月分および１１月分の電気料金の支払期日（検針日の翌日から３０日目）を１ヶ月間延長します。ただし、支払期日の延長は、支払期日が災害救助法の適用日以降となるものに限ります。

（２）不使用日の電気料金の免除
被災日から２０２７年３月末日までの間で、被災日から継続して電気を使用されない場合、電気料金の算定期間ごとに、電気を使用されない日数１日ごとに料金表に規定する基本料金の４パーセント※を割り引きます。
※特別高圧・高圧のお客さまは、託送料金における割引相当額を基本料金から割り引きます。

（３）被災により使用できなくなった設備の基本料金の免除
お客さまの電気設備が、災害のため一時使用不能となった場合は、２０２７年３月末日までの間、その使用不能設備に相当する基本料金を免除します。

（４）工事費負担金等相当額の免除
災害救助法適用地域のお客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が当該災害に対して実施する、託送料金等の特別措置における「工事費負担金の免除」または「臨時工事費の免除」の適用基準に該当する場合は、工事費負担金等相当額を申し受けません。

３．特別措置の申込方法
本特別措置の適用を希望される場合は、市町村へ罹災証明の発行申請等を行っていただき、以下連絡先までお問い合わせください。

（お問合わせ先）

低圧のお客さま	「はぴｅプラス」をご利用のお客さま	０８００－７７７－８０９４
	「動力おとくプラス」をご利用のお客さま ※「はぴｅプラス」を併せてご利用の場合も含む。	０１２０－９２６－２８０
特別高圧・高圧のお客さま		０１２０－９２６－２８０

以　上

別紙

災害救助法の適用地域

都道府県	市町村	適用日
千葉県	銚子市、木更津市、野田市、成田市、旭市、勝浦市、流山市、鴨川市、君津市、富津市、袖ケ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、栄町、神崎町、横芝光町、睦沢町、長生村、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町	9月20日
東京都	大島町	9月21日
神奈川県	三浦市	9月20日
	横須賀市	9月21日

以　上